

紫水自治会・会則
〈規約集〉

令和元年度（2019年）版

紫水自治会

紫水自治会 会則

<前文>

自治会は、地域社会を代表する住民の組織であり、又 住民の自治を日常的に支える組織であります。

生活環境を維持・発展させていくために、自ら地域の問題を提起し、話し合う場をもつことは住民にとって必要であるばかりでなく、住民の権利でもあるのです。

この権利を行使することによって、住民は地域の主人公であるといえるのです。地域社会の中で、自分達の生活をより良くしていこうとするすべての住民が話し合い“まちづくり”をしていくための自主的なルールをここに定めます。

[紫水自治会の愛言葉（合言葉）]

“私たちの住むまちは、私たち自身で守りましょう”

[紫水自治会の標語]

“笑顔で愛拶（挨拶）、明るく愛あるまちづくり”

第一章 総 則

第1条 <名称>

本会は、「紫水自治会」（以下本会という）と称する。

第2条 <会員>

1) 本会は、紫水地区に居住する世帯及び事業所をもって構成する。

紫水地区とは、取手市紫水1丁目～3丁目をいう。

2) 本会の会員の区分及び資格は下記のとおりとする。

① 正会員……………紫水地区に現に居住（含む事業所）しているもの。

② 準会員……………紫水地区には居住せず、事業所（会社又は店舗等）を保有しているもの。

3) 本会の会員はすべて平等の権利と義務を有する。

4) 遵守事項

①会員は本会の規約・規則を遵守すること。

②会員は本会機関の決定事項を遵守すること。

第3条 <事務所>

本会の事務所及び集会所は、紫水2-16に置き 紫水自治会館と称する。

（定期総会等の大きな集会は 久賀公民館等を借用し開催する。）

第二章 目的及び事業

第4条 <目的>

本会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め 福祉を増進し 地域生活環境の整備や防犯・防火・防災等に努め、住み良い住環境を維持していくために、行政との協議・協力を進めながら住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

第5条 <事業>

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 会員相互の親睦、福祉の向上に関する事。
- 2) 地域の品位美化向上（衛生・環境・防犯・防火・防災等）に関する事。
- 3) 行政情報の活用及び取手市ならびに諸官庁との連絡協議に関する事。
- 4) 会内外の各種団体との連絡調整に関する事。
- 5) 地域の将来計画の作成に関する事。
- 6) 所有する資産又は受託した施設の管理及び運営に関する事。
- 7) その他、会の目的達成に必要な事業。

第三章 運営委員

第6条 <運営委員の種類>

本会に次の運営委員を置く。

- 1) 本部 10名
- 2) 班長リーダー 3名（各支部に各1名）
- 3) 班長・役員（各班に各々1名）
- 4) 委員会委員長（各委員会に各1名）
- 5) 公園維持管理 1名
- 6) 会計監査役 1名
- 7) その他 運営委員会で必要と認めた新設部署の責任者。

第7条 <選出の方法>

第6条1)、2)、4)～6)は、運営委員の互選又は推薦による。班長は輪番制で1年、更に役員として1年残るものとする。ただし、新入居世帯については、入居日の1年後から輪番制順に加わるものとする。

第8条 <任務分掌>

- 1) 本部 ……会務を統括し、会計も兼務する。
- 2) 班長・役員 ……相互に連携する。班長は、自分の班に関する業務（会費納入状況、入退会処理、回覧配布作業）と、担当のごみ置き場の定期点検を行う。
- 3) 委員会委員長 ……所属委員会のリーダーとしてテーマ活動を遂行する。
- 4) 会計監査役 ……会の会計監査を行う。（定例会には出席しない）

第9条 <任期>

全ての運営委員の任期は 班長として1年、更に役員として1年、の計2年とする。原則として、免除はないものとする。事情により業務の遂行が困難であることが認められる場合は、本人又は現班長の申し出により班内の協力者を立て2世帯で任期を遂行することができる。班長、役員共に可能とし、班毎に最大4世帯で業務を遂行することができる。その場合、4世帯共任期を終えることができる。なお、会長を務めた者、または役員を7年以上勤めた者は、特例として免除できることとする。

第四章 本部サポート

第10条 <本部サポート>

本部は 顧問としての本部サポート(役員経験者)を 運営委員会の承認を経て活動することができる。任期は1年とし再任を妨げない。但し、非運営委員とする。

第五章 委員

第11条 <班長・役員・委員・スタッフ>

- 1) 班長は一班に1名とし、任期は1年とする。班回覧の輪番制とする。但し、更に1年間役員として残るものとする。
- 2) 班長・役員はテーマ委員会委員を兼務する。
- 3) 運営委員会は必要に応じ、一般会員よりスタッフとしてテーマ委員会委員を委嘱することができる。

第六章 会議

第12条 <会議の種類>

- 1) 総会
本会の最高議決機関である。定期総会及び臨時総会があり、一戸につき1名の(二世帯同居の場合も1名の代表とする)代表会員をもって構成する。
- 2) 運営委員会
総会に次ぐ議決機関。会計監査役を除く第6条の運営委員をもって構成する議決機関である。

第13条 <召集>

- 1) 定期総会は、年一回（4月）開催する。本部は、開催日時・場所・及び総会資料を原則として7日前までに議決構成員に通知・配布しなければならない。
- 2) 臨時総会は、会員の3分の1以上の請求があった時、又運営委員会において臨時総会開催の決議があった時、本部が招集する。
- 3) 運営委員会は、必要となる月に定例会として本部の召集により開催する。

第14条 <議決事項>

総会は、次の事項を議決する。

- 1) 事業報告
- 2) 会計決算報告
- 3) 資産管理報告
- 4) 事業計画案
- 5) 予算案
- 6) 役員を選出
- 7) 規約改正案
- 8) 会費改定
- 9) その他、会の重要事項に関する事

第15条 <成立要件>

- 1) 総会は、議決権をもつ構成員（一戸1会員の代表）の2分の1（定足数）以上の出席がなければ議事を開き議決することはできない。令和元年度より、委任状を廃止し、（反対）意見書のみ提出とする。意見書のない欠席者については委任したものみなすこととする。
- 2) 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することはできない。

第16条 <議長及び議決>

- 1) 総会の議長は、会員の中から選出する。
- 2) 運営委員会の議長は本部が行う。
- 3) 総会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。尚、第15条より委任した欠席者は、出席者の扱いとし当日の議決に同意するものとする。
- 4) 運営委員会における議決は出席委員の2分の1以上の賛成による。賛否同数の場合は、議長である本部がこれを決する。
重要事項については、運営委員会で決議執行し 次年度の総会にて報告を行う。

第七章 組織

第 17 条 <委員会>

活動計画に基づき、本会にテーマ委員会を置く。運営委員会は自治会活動に応じて、新たな委員会を設けることができる。

第 18 条 <支部及び班>

会の運営を円滑に行うために、支部及び班を置く。

- 1) 支部及び班の編成は運営委員会の協議を経て、総会の承認を受ける。
- 2) 班長・役員は、連携して班を統括する。
- 3) 班長は 班を代表して会務に協力する。

第 19 条 <外部組織との協力>

本会は、地域の諸組織・団体及び各種公的機関と協力して会の目的の実現に努める。

第 20 条 <ごみ集積所と清掃班>

班とごみ集積所を分離し、ごみ集積所に通し番号を付ける。各世帯は班を超えてごみ集積所 1 箇所を使用する。同じごみ集積所を使用する世帯で清掃班を構成し、一週間ごとの清掃当番を担う。ごみ集積所の使用は自治会員に限定する。ごみ集積所及び清掃班は住環境委員会が管理し、統括する。

第八章 会計

第 21 条 <会計年度>

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日までとする。

第 22 条 <収入>

本会の収入は、次の収入によって運営する。

- 1) 会費
- 2) 寄付金
- 3) 補助金
- 4) その他

第 23 条 <会費>

正会員は、一世帯につき 月額 350 円とする。(二世帯同居の場合は、一世帯とみなす) 年度初めの 4 月を納入月とし、通期分(年間 4,200 円)の一括納入を原則とする。中途転入者は、転入月から計算し納入するものとする。準会員は、会費及び自治会の運営委員を免除するが自治会活動・イベント等における支援については地域における協力関係を保持するものとする。

第 24 条 <消防団費>

既存の地区消防団には所属せず自主防災を目指す。従って掛かる費用は予算を計上し独自の活動を行う。

第 25 条 <会費の徴収方法>

4月の定期総会後の各支部別会費徴収日程に従って徴収する。(場所：自治会館)
但し、会員に特別の事情があり運営委員会で認められた場合は、会費を減免することができる。

第 26 条 <支出>

支出は、総会で議決された予算案に基づき本会の活動計画に沿って行う。

- 1) 項目ごとに予算額の承認を受けるが、項目間の流用を可とする。
- 2) 領収書を受け取れない場合、会計発行の支払い証明書でこれを認める。
- 3) 本会業務遂行のためにかかる経費は、交通費と電話代を支払うものとする。算出方法については毎年総会にて決議された方法とする。

第 27 条 <会計及び資産帳簿の整備>

本会の収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。会員が帳簿の閲覧を請求した時は、開示しなければならない。

第九章 会計監査

第 28 条 <監査と報告>

会計監査役は、会計年度末(3月)に監査を行い総会で報告する。

会計監査役は、公正を期すため 役員ではあるが運営委員会には出席しない。

第十章 加入及び退会

第 29 条 <加入>

- 1) 本会の区域に転入・入居した世帯があった時は、本会の趣旨を説明し、自治会加入の案内をするものとする。その後、会員調査票（自治会台帳用）に記入の上、会費と共に提出がなされた時点で加入とする。
- 2) 地区内に居住後も入会手続きをされない世帯は、会員の資格はなく 権利も義務も有しない。
- 3) 地区内に開業した事業所があった時は、準会員の説明を行い 協力関係を要請する。

第30条 <退会>

会員の退会は次の場合とする。

- 1) 本会の区域内から転出したものは、会員の資格を喪失したものとする。
- 2) 本人から退会の申し出があった場合は、その日をもって会員資格を喪失したものとし、その時点で会員としての権利及び義務を喪失する。
- 3) 納入された会費は原則として返却しない。
- 4) 地区内の秩序を乱す者、会費の滞納者・未納者、会員調査票の未提出者等については、本人に勧告の上退会扱いにすることができる。

第31条 <再加入>

- 1) 地区内の秩序を乱し退会扱いとなった者は、再加入を拒否することができる。
- 2) 退会前の会費に未納分がある場合、未納分の支払い後、再加入することができる。
- 3) 退会後から再加入までの期間において、自治会設備の利用が認められる場合、当該期間を未納期間として扱うものとする。未納分の支払い後、再加入することができる。
- 4) 再加入には、会員調査票の提出が必要となる。

第十一章 細 則

1、弔慰金規定

1)

区 分	死 亡
会員（世帯主）	香料 10.000 円 （自治会代表者参列）
同（配偶者）	同上
同居家族	香料 5.000 円

- 2) 会員及びその家族に弔事が生じた場合、その班の班長又役員は、知り得た時点で速やかに本部まで一報を入れるものとする。
- 3) 遺族より自治会に対し葬儀に関する協力の依頼があった場合、自治会として葬儀の執行に協力するものとする。
- 4) 緊急の場合及び特別事情ある場合は、運営委員会で協議する。
- 5) 会員からの返礼は一切受けないものとする。

第十二章 付 則

1、規約の改廃

本会の規約の改廃は、総会の議決を経なければならない。

2、細則の制定

運営委員会は、この規約を実施するに当たり必要ある場合には、細則を定めることができる。細則を制定した時、運営委員会は次の総会に報告し承認を得なければならない。

3、施行日

本会会則（規約及び細則規定）は、令和 2 年（2020 年）2 月 9 日から実施する。但し、令和 2 年度定期総会（令和 2 年 4 月 19 日）までを試行期間とする。その間、会を運営していく中で会則の条文と実際と照らし合わせ、過不足があれば整備し（加筆・修正・削除等）、令和 2 年度定期総会（上記日程）より本実施とする。尚、本実施後も引き続きその都度整備していくものとする。

◎設立年月日 平成 18 年（2006 年）8 月 1 日

◎口座の住所を紫水自治会館（取手市紫水 2-16）に置く。

*平成 18 年 8 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	一部改正
1、平成 19 年 4 月 22 日	一部改正
2、平成 20 年 4 月 13 日	一部改正
3、平成 22 年 4 月 25 日	一部改正
4、平成 24 年 4 月 15 日	一部改正
5、平成 27 年 4 月 19 日	一部改正
6、令和元年 12 月 8 日	一部改正
7、令和 2 年 2 月 9 日	一部改正